

平成18年度安全報告書

別府ロープウェイ株式会社

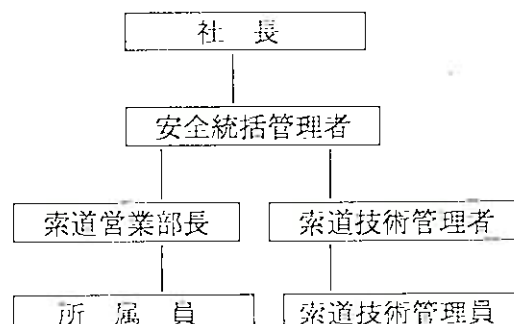
1. 輸送の安全を確保するための基本的な方針

- ①. 社長および役員は、社員および索道施設を総合的に活用して輸送の安全確保を行うための基本的な方針を定め、安全第一の意識をもって索道事業を行う体制の整備に努める。
- ②. 社長、役員および社員は次の安全行動規範に則り輸送の安全確保に努める。
  - (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努める。
  - (2) 安全管理規程、索道運転取扱細則および索道整備細則を遵守する。
  - (3) 職務は厳正、忠実に遂行する。
  - (4) 職務の遂行にあたっては推測に頼らず確認の励行に努める。
  - (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動する。
  - (6) 相互の連絡を密に行い、情報は迅速かつ正確に伝える。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施および管理の体制ならびに方法

①. 輸送の安全の確保に関する組織体制

- (1) 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
- (2) 社長および役員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施および管理の体制を整備し、その運用方法を定める。
- (3) 社長および役員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施および管理の状況を把握し、必要な改善を行う。
- (4) 社長および役員は、輸送の安全確保に関する改善施策の決定に際しては、安全統括管理者の職務を遂行する上での意見を尊重する。
- (5) 社長および役員は、事故、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態についてその規模や内容等に応じた対処方法その他必要な事項を定め、社員に周知徹底する。
- (6) 索道事業における安全確保に関する体制は次の通りとする。



(7) 安全統括管理者、索道技術管理者、索道技術管理員および索道営業部長の役割および権限は次の通りとする。

- A 安全統括管理者 : 索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
- B 索道技術管理者 : 安全統括管理者の指揮の下、索道の運行、索道施設の保守、その他の技術上の事項に関する業務を管理する。
- C 索道技術管理員 : 索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の業務を補佐する。
- D 索道営業部長 : 索道事業を担当する部門の長として索道技術管理者と共に索道の運行、索道施設の保守その他輸送の安全確保に必要な事項を管理する。

②. 輸送の安全確保に関する管理方法

- ・安全統括管理者は、次の各事項について適切に対応実施する。
  - (1) 輸送の安全の確保に関する関係法令等の遵守に関する事項
  - (2) 安全第一の意識の徹底に関する事項
  - (3) 索道事業の実施および管理の状況の確認に関する事項
  - (4) 索道事業の実施および管理についての改善に関する事項
  - (5) 事故防止対策の検討に関する事項
  - (6) 不安全事故の再発防止および安全意識の向上に関する事項

3. 輸送の安全の確保のための取り組み

①. 朝礼

毎朝、索道の営業を始める前に当日の担当者全員が集まり、気象条件、その他注意すべき事項等を確認周知しています。

②. 検査

(1) 始業前検査

索道営業を開始する前に索道の試運転を行い、運転装置、無線装置、支索等の索条、鉄塔、搬器等について支障がないことを確認しています。

(2) 定期検査

関係法令および「索道整備細則」に基づき、「1月検査」「3月検査」「12月検査」を実施しています。また、電気工作物および業務無線機年次点検も実施しています。

③. 緊急時対応訓練

(1) 搬器乗客救助訓練

搬器から乗客を救助する際のマニュアルに基づいて索道業務に携わる社員全員による救助訓練を3回実施しました。

9月10日、11月25日、12月3日

(2) 予備原動機操作訓練

予備原動機操作マニュアルに基づいて予備原動機の始動、動力伝達装置の切替、運転操作等の訓練を2回実施しました。

12月24日、1月7日

(3) 総合防災訓練

総合防災訓練を別府市消防本部等と共同で実施し、地上40mにある搬器からの乗客救助訓練等を実施しました。

12月12日

④. 設備投資

(1) 安全の維持向上のため、今年度は「支索移動、緊張索取替」「ホーム監視用カメラおよびモニターテレビの更新」、「鉄塔塗装の第一期工事」を実施しました。

4. 索道事故およびインシデントについて

①. 索道事故およびインシデントの発生はありませんでした。

以上